

固定価格買取制度（FIT）を利用する
住宅用 太陽光発電・蓄電設備等設置費補助
令和8年度“一関市住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金”のご案内



新エネルギー※等設備導入の普及促進及び環境に関する意識の高揚を図るとともに、脱炭素社会を構築するため、市内に太陽光発電、太陽熱・地中熱利用、定置型の蓄電設備を設置する市民に費用の一部を補助します。 ※新エネルギーは「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく用語です。再生可能エネルギーのうち、太陽光、地熱、太陽熱等の10種類が「経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの」として指定されています。

- 1 申請期間 令和8年4月1日（水）～令和8年12月28日（月）
- 2 予算額 850万円 ※予算に達し次第終了となりますのでご了承ください
- 3 交付対象者
市内に自ら居住し、若しくは居住しようとする住宅に、新エネルギー設備を設置する方、又は同設備が設置された建売住宅を購入する方で次のいずれにも該当する方。
 - ・市税の滞納がない方
 - ・市内に本店、支店、営業所等を有する施工業者等又は建売住宅供給者と新エネルギー設備の設置工事の請負契約又は建売住宅の売買契約を締結した方

※建売住宅は、建築後に一度も居住の実績がなく未使用の住宅を、売買契約により取得する場合があります。
- 4 交付要件
 - ・未使用品であること
 - ・契約後から工事着手前の期間に申請すること（補助金交付決定後に工事着手してください）。
 - ・太陽光発電設備は、固定価格買取制度（FIT）を利用すること。
 - ・目的を同じくする他の補助金との併用はしないこと

5 補助対象設備・補助額

設備の種類		補助額 (1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)	限度額
太陽光発電設備 (太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備)	出力が10kW未満であること。 ※増設の場合は、既設との合計出力が10kW未満であること。	最大出力1kWあたり2万円	10万円 (5kW)
蓄電設備 (太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅内の電気機器等に電気を供給するシステム)	定置用の蓄電設備で太陽光発電設備と併設するもの。 ※ポータブル蓄電池は対象外です。 ※増設の場合は、既設との合計蓄電容量が10kWh未満であること。	蓄電容量1kWhあたり2万円	10万円 (5kWh)
太陽熱利用設備 (太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステム)	自然循環型太陽熱温水器 (集熱器と貯湯槽が一体型のシステム)	設置に要した経費の10分の1以内の額	3万円
	強制循環型太陽熱利用システム (集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるシステム)		5万円
地中熱利用設備 (地中熱(地下水熱を含む。)を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するシステム)	ヒートポンプシステム (地中熱を熱源としてその熱をヒートポンプで汲み上げるシステム)		30万円
	その他 (地中熱を利用するための空調設備を有するシステム)		10万円

6 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

7 請求書類提出時の注意事項

- ・請求書は工事完了後、請求書類がそろい次第速やかに提出してください。

年度会計の都合上、3月31日までに書類の提出がない場合は補助金交付ができません。

※工事等施工完了及び申請者の工事費等の支払は3月31日までに必ず行っていただく必要があります（翌年度にまたがる施工完了、工事費等の支払に対する補助金交付はできません）。

- ・太陽光発電設備の場合、固定価格買取制度（FIT）の利用を確認するため、東北電力ネットワーク株式会社から申請者へ届く「受給契約確認書」の写しの提出をお願いしています。申請者のうち施工完了予定日が12～3月の方で、受給契約確認書が2月末までに届かない場合は、「再生可能エネルギー発電設備 低圧系統連系・電力売電 申込書」を代替りの書類としてください。

「受給契約確認書」が届き次第、写しの送付をお願いします。

8 そのほか留意事項

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、「財産処分承認申請書」を提出してください、

法定耐用年数…太陽光発電設備 17年／蓄電設備6年／太陽熱、地中熱利用設備 15年

9 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係

〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331

Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します

